

# 大分県報

平成二十八年  
号外（三五）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

建設業法施行細則等の一部改正	一
大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正	一
宅地造成等規制法施行規則の一部改正	一
大分臨海工業地帯建設事業公債発行及び償還方法に関する規則の廃止	二
告示	二
道路区域の変更（五件）	二
道路の供用開始	二
利用委員会告示	五
大分県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正	五
大分県収用委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規程の一部改正	五
訓令 甲	五
大分地区新産業都市建設対策委員会規程の廃止	六
○規則	
建設業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成二十八年三月三十一日	
大分県知事 広瀬勝貞	
大分県規則第三十五号	
建設業法施行細則等の一部を改正する規則	
（建設業法施行細則の一部改正）	
第一条 建設業法施行細則（昭和四十七年大分県規則第五十号）の一部を次のように改正する。	

第二条中「閲覧所という」を「閲覧所」という）に、「大分県土木建築部監理課」を「大分県土木建築部土木建築企画課」に改める。  
（浄化槽工事業に係る登録等に関する規則の一部改正）  
第二条 浄化槽工事業に係る登録等に関する規則（昭和六十年大分県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「大分県土木建築部監理課」を「大分県土木建築部土木建築企画課」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正）

第三条 解体工事業に係る登録等に関する規則（昭和十三年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「閲覧」を「の閲覧」に、「大分県土木建築部監理課」を「大分県土木建築部土木建築企画課」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第三十六号

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。  
第十四条第二項第三号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第三十七号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年大分県規則第五十号）の一部を次のように改正

する。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第3条関係)」及び「第17条第1項」を「第18条第1項」及び「行なう」を「行う」に改める。  
第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第7条関係)」及び「つけ」を「付け」に、「第7条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分臨海工業地帯建設事業公債発行及び償還方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十八号

大分臨海工業地帯建設事業公債発行及び償還方法に関する規則を廃止する規則

大分臨海工業地帯建設事業公債発行及び償還方法に関する規則(昭和三十六年大分県規則第三十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

備考

津原線

豊後大野市大野町矢田字原山五二番一八から豊後大野市大野町矢田字前田上一五九三番六まで

前

A

メートル  
二〇・〇  
〽 三・五

メートル  
一、六二三・八

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

豊後大野市大野町矢田字原山五二番一八から豊後大野市大野町矢田字前田上一五九三番六まで

後

B

七四・〇  
〽 七・〇

一、六五四・二

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番四五地先から玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二六番一ニ地先まで

前

A

一四・五  
〽 四・五

八七〇・九

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道飯田高原中村線

玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番四三から玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二七番四まで

前

B

九一・〇  
〽 二二・五

四七四・八

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番四三から玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二七番四まで

後

B

九一・〇  
〽 二二・五

四七四・八

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道朝地直 入線						
豊後大野市朝地町栗林字 郷野上一二六五番二地先 から 豊後大野市朝地町栗林字 郷野上一二五六番一地先 まで		豊後大野市朝地町栗林字 郷野上一一九二番一地先 から 豊後大野市朝地町栗林字 目一九九六番一地先まで			豊後大野市清川町左右知 字西平八六八番六から 豊後大野市清川町左右知 字西平八六六番六まで	
前	後	前		後	前	
A	B	B	A	B	B	A
一四・〇 ＼ 三・〇	五六・〇 ＼ 〇・〇	五六・〇 ＼ 〇・〇	二二・〇 ＼ 四・八	二二・八 ＼ 二・八	二二・八 ＼ 二・八	二二・〇 ＼ 四・八
一〇三・五	八五・〇	八五・〇	九二・二	七一・五	七一・五	六七・四
上記A 及びB は、関 係図面 に表示		上記A 及びB は、関 係図面 に表示			上記A 及びB は、関 係図面 に表示	
県道中津留 轟牧口停車 場線						
豊後大野市清川町左右知 字八ツ辻一二二番三か ら 豊後大野市清川町左右知 字ヘリ山一二〇四番三ま で		豊後大野市清川町左右知 字八ツ辻一二二番三か ら 豊後大野市清川町左右知 字ヘリ山一二〇四番三ま で		豊後大野市清川町左右知 字八ツ辻一二二番四か ら 豊後大野市清川町左右知 字ヘリ山一二〇七番七地 先まで		豊後大野市清川町左右知 字西平八六八番六から 豊後大野市清川町左右知 字西平八六六番二まで
後	前			後	前	
B	B	A		B	B	
一六・四 ＼ 八・六	一六・四 ＼ 八・六	一八・四 ＼ 六・〇		二五・〇 ＼ 〇・〇	二五・〇 ＼ 〇・〇	
九六・〇	九六・〇	八二・九		一三四・〇	一三四・〇	
上記A 及びB は、関 係図面 に表示		上記A 及びB は、関 係図面 に表示			上記A 及びB は、関 係図面 に表示	

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外（告示）



内線	由布市庄内町東大津留字中川原三番四から 由布市庄内町東大津留字中川原二九番二まで	後	二七・〇 〽 二〇・〇	九七・〇
----	---------------------------------------------	---	-------------------	------

大分県告示第二百十二号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道東長宝西線	由布市庄内町東長宝字梶ノ石四二〇番一地从から 由布市庄内町畑田字天神山二七一番二地先まで	前	A 一八・〇 〽 四・五	メートル 二、六八一・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B 二三・〇 〽 八・八	メートル 三、七九五・二	

大分県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

平成二十八年三月三十一日

え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道大泊浜徳浦線	白杵市大字深江字坪江鼻六八九番四から 白杵市大字深江字坪江鼻六八九番三まで	平二八・三・三一

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第三号

大分県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年三月三十一日

大分県収用委員会

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「異議請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第十一号様式中「公理訴訟等」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「異議請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県収用委員会告示第四号

大分県収用委員会が保有する個人情報保護等に関する規程（平成十四年大分県収用委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年三月三十一日

大分県収用委員会

第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「異議請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

大分県報号外（告示・収用委告示）

第十八号様式中  
 「開示決定等  
 訂正決定等  
 利用停止等決定等」  
 を  
 「不服申立て」を  
 「審査請求」に  
 「第29条」を  
 「第29条第1項」に改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令甲

大分県訓令甲第七号

大分地区新産業都市建設対策委員会規程（昭和三十九年大分県訓令甲第二号）は、廃止する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

本庁